

# 【重要】高圧フラットプランに関する約款改定のお知らせ

## <電気料金の変更等>

拝啓 平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件に関しまして、当社は、お客さまにご利用いただいております電力サービス（支払繰延特約付きの高圧フラットプラン）について電気需給約款を改定し、その内容の一部を下記のとおり変更いたしますので、本書にてご案内申し上げます。本書はご契約お申込み時にお送りしている申込確認書及び重要事項説明書とともに、大切に保管いただきますようお願い申し上げます。

当社は今後とも、より一層お客さま満足度の向上に努めてまいりますので、当社サービスの引き続きのご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。なお、既にご解約済みのお客さまが入れ違いで本書を受領された場合は、ご容赦くださいますようお願いいたします。

敬具

記

### ■変更の内容

#### ① 支払繰延特約に係る基準単価の変更について（2025年1月1日改定）

お客さまにご利用いただいております高圧フラットプランは、月々の電気料金の金額の変動幅を抑えることを期して、一般社団法人日本卸電力取引所の電力市場価格が当社の定める基準単価を上回った場合に、電気料金の一部のお支払時期を繰り延べることを特色とするプランです。

当社は、この高圧フラットプランの支払繰延について、現行の繰延基準が適切かどうか、過去の実績等を鑑みながら見直しをおこなった結果、2025年1月の検針日以降の期間にお客さまが使用される電気の料金に関しまして、繰延金額の算出に適用する基準単価を、以下表のとおり変更いたします。

管轄エリア	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
基準単価（円）	15.0	15.0	15.0	15.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0

#### ② プラン変更の可否について（2024年10月15日改定）

当社は、当社WEBサイト上に2024年10月15日付「電気需給約款（高圧）の改定に関するお知らせ」を開示いたしましたとおり、お客さまの電力需給契約期間中のプラン変更の可否について、その内容を明示するための規定を、2024年10月15日付にて第11条第2項として電気需給約款に追加いたしました。本書にて改めてご案内申し上げます。

お客さまにご利用いただいております高圧フラットプランについては、下表のとおりでございます。なお、プラン変更の際に契約期間は引き継がないものとし、変更後のプランの契約期間は当該変更日から起算するものとします。

変更前のプラン	変更可否
高圧フラットプラン	支払繰延特約の適用による繰延金額及び繰延手数料について、それらが発生していない場合または発生後にお客さまが全額の支払いを完了している場合に限り可能

本書に記載されている変更の対象となるご契約は、以下「■お客さまのご契約情報」に記載のとおりとなります。

当社サービスを引き続きご継続いただける場合は、お客さまにご対応いただく事項はございません。変更内容についてご不明点、ご納得いただけない点などがございましたら、以下のお問い合わせ先（高圧カスタマーセンター）までご連絡ください。

### ■お問い合わせ先

高圧カスタマーセンター 0120-506-205（受付時間 10:00～18:00／定休日 土日・祝日・年末年始）

以上